

区、局・室人権行政推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 すべての市民の人権が尊重される心豊かで生きがいのある社会の実現に向け、
区、局・室(以下「区等」という。)の運営を人権尊重の視点から推進していくとともに、人権教育・啓発・職員研修職員に対する人権研修の取組みや、差別事象への対応等
について各担当相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため、
区等人権行政推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員長、副委員長、委員で構成する。

- 2 委員長は、 をもって充てる。
- 3 副委員長は、 をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(委員長等の職務)

第3条 委員長は、委員会の事務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集して行う。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(協議事項)

第5条 委員会の会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 区等の運営を人権尊重の視点から総合的に推進するための取組みに関すること
- (2) 区等における人権教育・啓発・職員研修職員に対する人権研修の取組みに関すること
- (3) 差別事象が発生した場合の対応及び再発防止に関すること
- (4) 差別のない安心・安全な職場環境の整備に関すること
- ~~(3)~~ (5) その他委員長が必要と認める事項に関すること

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、区等の庶務担当課において処理する。

(施行の細目)

第 7 条 この要綱の施行について必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

本モデル要綱は、全所属に共通する取組みを基本として再整理したため、従前のモデル要綱に記載していた市民への人権教育・啓発に関する事項については削除しています。

なお、各所属の所管施策に応じて実施する市民への人権教育・啓発等を委員会の所掌事務とする場合など、実態に応じて適宜加筆・修正してください。